

児童相談所における専門人材の確保・育成について

〈主な専門人材〉

○ 児童相談所長

資格要件 (児福法第 12 条の 3)

- 1 医師であって、精神保健に関し学識経験を有する者
- 2 大学等で心理学を専修する学科等を修めて卒業した者
- 3 社会福祉士
- 4 児童福祉司として 2 年以上勤務した者又は児童福祉司たる資格を得たのち 2 年以上児童相談所所員として勤務した者
- 5 前各号に掲げるものと同等以上の能力を有すると認められるものであって、厚生労働省令で定めるもの。

★任用後に研修受講義務有

○ 児童福祉司

任用資格 (児福法 13 条)

- 1 児童福祉司若しくは児童福祉施設職員を養成する学校や施設を卒業した者
- 2 大学等において、心理学、教育学、社会学を専修する学科等を修めて卒業した者であって、厚生労働省令で定める施設において 1 年以上児童等の福祉に関する相談に応じ、助言、指導等の業務に従事した者
- 3 医師、社会福祉士
- 4 社会福祉主事として、2 年以上児童福祉事業に従事した者であって、講習会の課程を修了した物もの
- 5 前各号に掲げるものと同等以上の能力を有すると認められるものであって、厚生労働省令で定めるもの

★任用後に、研修受講義務有

☆ 主任児童福祉司

5 年以上の児童福祉司としての勤務経験を有する者

児童福祉司 5 人＋主任児童福祉司 1 人(参酌する基準)

研修義務化として告示予定

下線は、平成 29 年 4 月 1 日実施

○ 児童心理司(28 年 10 月 1 日施行)

「心理に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導を司る」

資格要件

大学等で心理学を専修する学科等を修めて卒業した者(準ずるもの含む)【運営指針】

- 一時保護所職員
児童指導員、保育士、看護師
児童指導員及び保育士はローテーション勤務で夜間勤務有
- 医師又は保健師(28年10月1日施行)
「児童の健康及び心身の発達に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導を司る」
- 弁護士の配置(平成28年10月1日施行)
「弁護士の配置又はこれに準ずる措置」
- 相談措置事務職員
法律や指針に明記されていないが、措置や一時保護などの行政処分についての措置事務や施設入所に伴う費用徴収、施設との入所打ち合わせなど、児童相談所に特化した事務に精通した職員を配置することが必要となる

〈東京都における主な人員体制〉

常勤職員

- | | | | |
|--------|------|---|-------------|
| ○児童福祉司 | 227人 | } | 平成28年4月1日現在 |
| ○児童心理司 | 91人 | | |
| ○保護所職員 | 147人 | | 平成28年7月1日現在 |

〈配置基準〉

- 児童福祉司 人口4万人につき1人以上
但し、全国の虐待相談対応の発生率が高い場合には、虐待相談対応件数に応じて上乗せを行う。
- 児童心理司 児童福祉司2人につき1人以上
- 一時保護所 一時保護所の職員配置基準は、児童養護施設に準じている
児童指導員及び保育士の総数は、通じて、(一部略)、満二歳以上満三歳に満たない幼児おおむね二人につき一人以上、満三歳以上の幼児おおむね四人につき一人以上、少年おおむね五・五人につき一人以上とする。

〈主な職種ごとに必要な経験年数=東京都の考え方〉

- 児童福祉司 3年
- 主任児童福祉司 5年(チーフ)
- 児童福祉係長 10年
- 児童心理司 3年
- 児童心理係長 10年
- 一時保護所職員 2年

東京都の現状 児童福祉司、児童心理司の経験年数

児童相談所名		児童福祉司				児童心理司			
		0~2年以下	3~4年以下	5年以上	計	0~2年以下	3~4年以下	5年以上	計
児童相談センター	人数	15	4	14	33	5	3	9	17
	割合	45.5%	12.1%	42.4%		29.4%	17.6%	52.9%	
北児童相談所	人数	9	1	7	17	3	0	4	7
	割合	52.9%	5.9%	41.2%		42.9%	0.0%	57.1%	
品川児童相談所	人数	11	3	5	19	5	1	2	8
	割合	57.9%	15.8%	26.3%		62.5%	12.5%	25.0%	
立川児童相談所	人数	6	1	9	16	3	1	3	7
	割合	37.5%	6.3%	56.3%		42.9%	14.3%	42.9%	
杉並児童相談所	人数	8	5	4	17	3	1	2	6
	割合	47.1%	29.4%	23.5%		50.0%	16.7%	33.3%	
江東児童相談所	人数	16	2	12	30	5	2	3	10
	割合	53.3%	6.7%	40.0%		50.0%	20.0%	30.0%	
小平児童相談所	人数	6	3	10	19	3	2	2	7
	割合	31.6%	15.8%	52.6%		42.9%	28.6%	28.6%	
八王子児童相談所	人数	7	2	10	19	3	2	2	7
	割合	36.8%	10.5%	52.6%		42.9%	28.6%	28.6%	
足立児童相談所	人数	12	6	11	29	4	1	4	9
	割合	41.4%	20.7%	37.9%		44.4%	11.1%	44.4%	
多摩児童相談所	人数	7	1	5	13	3	1	3	7
	割合	53.8%	7.7%	38.5%		42.9%	14.3%	42.9%	
世田谷児童相談所	人数	9	2	4	15	3	1	2	6
	割合	60.0%	13.3%	26.7%		50.0%	16.7%	33.3%	
合 計	人数	106	30	91	227	40	15	36	91
	割合	47.08%	13.10%	39.82%		45.51%	16.39%	38.10%	

一時保護所職員の経験年数(平成 28 年 7 月 1 日現在 ラインの課長代理含む)

(一時保護所 7 箇所) (児童定員 213 人)		経験年数		
		0～2 年以下	3～4 年以下	5 年以上
職員 147 人	人数	60	39	48
	割合	41%	26%	33%

*一時保護所の職員定数；140 人+ラインの課長代理 7 人=147 人

*幼児、学齢男子、学齢女子等入所児童の年齢、性別ごとに男性職員と女性職員を配置。

〈福祉職のローテーションについて〉

○児童福祉司について

福祉職と事務職の割合

175：52

○福祉職の異動先

児童自立支援施設、一時保護所【主な異動先】

(東京都の福祉職の異動先として、これ以外にも病院や精神保健センター、女性相談センター、療育施設、高齢者施設などもあるが非常に少数。また、児童養護施設や障害児入所施設の指定管理を行っている社会福祉事業団に派遣されている職員もいるが、新たな派遣はほとんどない。)

福祉職採用後の計画としては、一時保護所又は児童自立支援施設で直接処遇に携わり、その後児童福祉司又は他の直接処遇現場を経験させる。基本的には、採用後「児童自立支援施設、児童相談所一時保護所、児童福祉司」の3か所を経験させる。その後は本人の適性や希望に配慮しながら、ケアワーカーかソーシャルワーカーとしての専門性を高めることを想定している。

○自治体で児相を1か所しか設置していない場合の福祉職の異動先

・生活保護のケースワーカー

・子ども家庭支援センター

(直営の児童福祉施設はない?)